

平成19年度行政監査結果に基づき講じた措置等

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
(1) 個人等への貸付 ア 徴収事務を適正に行うべきもの 貸付金について納期限が到来するときは、歳入を調定して納期限の10日前までに(神戸市会計規則第28条)納入の通知を行わなければならないが、納期限経過後に納入の通知を行っている事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。 (神戸市奨学金) イ 債権管理を適正に行うべきもの (ア) 債務者が履行期限までに債務を履行しないときは、履行期限後20日以内に督促状を発して督促しなければならず、督促した後相当の期間を経過しても履行されないときは強制執行その他法令に定めた措置をとらなければならない(地方自治法施行令(以下、「自治令」という)第171条、債権の管理に関する条例(以下、「債権管理条例」という)第2条、第7条)が、下記のような改善を要する事例が見受けられた。 ・法令に定められた督促を行っていないもの ・未納者に対し、督促等の必要な措置をとっていないもの ・郵便物が返戻となったものについて、転居先等を調査していないもの ・連帯保証人に対する請求を行っていないもの ・督促等の実施状況や交渉の経過を記録していないもの 適正な措置を講じることにより、債権の保全及び回収に努めるべきである。(療養資金貸付・身体障害者更正資金貸付・看護学生修学資金貸与・神戸市奨学金・地域改善対策奨学金)	ア 今後このような誤りが生じないように、十分に注意を払って適正な事務を行うよう措置を講じた。 イ(ア) (療養資金貸付) 平成20年1月に現住所を把握していた債務者32名(全体152名)に対して催告を実施した。その結果、1名は完納、1名は履行延期納付誓約書を徴取した。また、2名から時効の援用の申し出があったので、不納欠損処理を行った。 平成20年度以降も催告を行う等、適正な債権管理を行うよう必要な措置を講じた。 (身体障害者更正資金貸付) システム内に保存されているデータベースを精査し、借受人や貸付額、返済額、滞納額等を精査し、滞納整理が行えるよう、債権管理のための基礎資料の整備を図る。また、適時的な収納状況の確認、督促及び催告状の発行が行え、継続的な経過記録がシステム内に残せるようシステムの改修を検討する。	措置済 措置済 措置方針等

平成19年度行政監査結果に基づき講じた措置等

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
(イ) 昭和58年に制度廃止された貸付について、長期間にわたり請求等の措置をとっていない事例が見受けられた。 債務者の状況や回収可能性を確認し、法令に従った保全回収若しくは整理の措置をとるべきである。 (保母修学資金貸与)	(看護学生修学資金貸与) 履行期限までに債務を履行しない債務者に対しては、これまでは年に2回まとめて督促をしていたが、監査以降は、納付期限を20日を過ぎた時点で電話し、納付を促す措置を講じた。	措置済
	実際には、ほとんど全ての案件において本人の父母のいずれかが連帯保証人となっている。両親に対しては、文書や電話による督促の連絡を行っており、今後も継続したいと考えている。	措置方針等
	(神戸市奨学金) 債務者の状況把握や連帯保証人への連絡・請求等、適正な債権管理を徹底するよう措置を講じた。	措置済
	(地域改善対策奨学金) 債務者の状況把握や連帯保証人への連絡・請求等、適正な債権管理を徹底するよう措置を講じた。	措置済
	(イ) 関係書類の確認作業を行った。今後は、(1)現存資料で時効の援用が法的に可能かどうかの確認(2)債務者の現住所などの状況調査を行い、法的に可能なものについて時効の援用の意思確認に努める。	措置方針等

平成19年度行政監査結果に基づき講じた措置等

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
ウ 委託業務について適正に管理すべきもの貸付及び償還の業務を第三者に委託している場合であっても、委託者は事業の主体として未納の状況について正確に把握し、必要な対策を講じるべきであるが、受託者からは未償還金の総額の報告を受けているだけであり、未納者の内訳や債権管理の状況について把握していない事例が見受けられた。 未納者に関する基本的な情報を把握し、未償還金に関する事務処理基準を作成して指導を行うなど、適正な債権管理に努めるべきである。（要保護者緊急援護資金） エ 書類が保存されておらず、債権の内訳が不明なもの (ア) 昭和30年から50年代に貸付が行われたが、文書管理が不適切であったため、制度の概要が明らかでなく、債務者や債権額も特定できない事例が見受けられた。 法令に従った適切な整理の方法を検討すべきである。（世帯更正資金貸付・住宅移転資金貸付） (イ) 回収の見込がないものについて帳票類を破棄したため、債権の一部について内訳が不明となっている事例が見受けられた。 法令に従った適切な整理の方法を検討すべきである。（要保護者緊急援護資金）	ウ 未納者の内訳や債権管理の状況については、受託者である市社会福祉協議会から報告を受けることとする。 また、直接の貸付窓口である区役所において、再度徹底した調査を実施中である。 さらに、今後、業務の執行体制を見直し、貸付制度のありかた自体を検討する。 エ (ア) 該当の区役所及び神戸市社会福祉協議会に残っている資料を基に債務者及び債権額について調査を実施中であり、調査終了後、法的整理が可能かどうか、その方法について検討を行う。 (イ) 該当の区役所及び神戸市社会福祉協議会に残っている資料を基に債務者及び債権額について調査を実施中であり、調査終了後、法的整理が可能かどうか、その方法について検討を行う。	措置方針等 措置方針等 措置方針等

平成19年度行政監査結果に基づき講じた措置等

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
(2) 制度融資 ア 融資にかかる市の審査が不適切なもの (ア) 借入申込人が所得要件を満たしているかを審査するにあたり、前々年の収入をもとに判断している事例が見受けられた。 直近の収入を確認できる書類の提出を求めるべきである。 (高齢者及び障害者居室等改修資金貸付) (イ)社会福祉施設の整備費用に係る制度融資において、不適切な会計処理等により施設が閉所され貸付金の返済が滞ったため、市が金融機関に対して損失補償を行った事例が見受けられた。 融資あっせん審査委員会の審査を経て融資のあっせんを行っているが、審査委員会では融資申込者の返済能力の判断について具体的な基準を設け実質的な審査を行うべきである。また、損失補償における市の負担のあり方も含めて融資決定における金融機関の審査の位置づけを検討すべきである。 (社会福祉施設整備資金融資)	ア (ア) 直近の所得が把握できる書類が添付されているかを確認するためのチェックリストを作成し、申込関係書類の審査・受付を行う在宅ケア研究所と、貸付決定を行う介護保険課で二重チェックすることとし、今後同様の事例が起らないよう必要な対策を講じた。 (イ) 社会福祉施設整備資金融資制度について、改正のために関係課等と調整を行っている。改正案では、融資あっせん時の審査を厳格化するために、担保や連帯保証人について具体的な基準を設ける方向で検討している。 金融機関には、厳格な審査を依頼する一方、損失補償の負担のあり方について協議を行っている。	措置済 措置方針等

平成19年度行政監査結果に基づき講じた措置等

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
イ 要綱に定める手続を怠っているもの (ア) 要綱上、工事が完了し市長が確認調査を終了した後に金融機関に対して融資実行依頼を行うと定められているにもかかわらず、融資実行依頼以前に金融機関が融資を実行している事例が見受けられた。 要綱に従って融資を行うよう指導すべきである。(新エネ・省エネ機器導入資金融資)	(ア) 取扱金融機関に対して、今後、融資決定前に融資が実行されることがないように厳重に注意し、要綱に従って融資を行うための措置を講じた。	措置済
(イ) 要綱上、資金の使途の対象となる事業の完了後速やかに事業完了届を提出し確認を受けなければならないとされているにもかかわらず、監査日現在完了届が提出されていない事例が見受けられた。 要綱に従い適正に処理すべきである。 (環境保全融資)	(イ) 完了届が未提出の事業者に対して督促を行い、完了届を提出させ、要綱に従い適正に処理するための措置を講じた。	措置済
ウ 損失補償により取得した借受人への債権について適正に管理すべきもの 損失補償により取得した貸付金債権について、長期間にわたり請求等の措置をとっていない事例が見受けられた。 債務者の状況や回収可能性を確認し、法令に従った保全ないしは整理の措置をとるべきである。(勤労者福祉資金貸付・交通事故被害者つなぎ資金貸付)	(交通事故被害者つなぎ資金貸付) 債務者の状況等の確認を実施したうえで、再度、銀行へ未収額についての事実確認を行い、債務者に請求し、時効の援用を主張されれば、不納欠損処分を行うなど、法令に従った手続きを行う予定である。 (勤労者福祉資金貸付) 過去の請求状況、債務者の状況を個別に確認のうえ、債務者の個別事情に応じた請求を行なうなどして、法令に従い未収債権の適正処理を進め、残高の減少に努める。	措置方針等 措置方針等

平成19年度行政監査結果に基づき講じた措置等

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況																		
(3) 特定団体への貸付 ア 契約書等の書類が保存されていないもの 下記の貸付金について、契約書等の関係書類が保存されていなかった。適正な文書管理を行うべきである。 また、道路公社への貸付は、六甲北有料道路第2期の建設資金として貸し付け、料金徴収期間の最終年度に一括償還されるものである。償還の財源となる償還準備金*は貸主にとって重大な関心事であり、償還に支障がないよう、その積立状況について適宜把握に努められたい。 <table><tr><th>所管局</th><th>貸付先</th><th>貸付目的</th><th>貸付年次</th><th>金額(百万円)</th><th>貸付条件</th></tr><tr><td>建設局</td><td>神戸市道路公社</td><td>六甲北有料道路第2期建設資金</td><td>昭和59年</td><td>1,820</td><td>料金徴収期間の最終年度(平成39年)まで無利子</td></tr><tr><td>都市計画総局</td><td>兵庫県住宅供給公社</td><td>公社賃貸住宅建設資金</td><td>昭和30年</td><td>54</td><td>50年代物弁済</td></tr></table> *償還準備金：毎事業年度の道路資産に係る収益合計額から費用合計額を控除した残額に相当する金額を償還準備金繰入額として損益計算書に計上し、その累積額を償還準備金として貸借対照表上に計上するもの。道路資産へ投下された借入金の返済財源にあてられる。	所管局	貸付先	貸付目的	貸付年次	金額(百万円)	貸付条件	建設局	神戸市道路公社	六甲北有料道路第2期建設資金	昭和59年	1,820	料金徴収期間の最終年度(平成39年)まで無利子	都市計画総局	兵庫県住宅供給公社	公社賃貸住宅建設資金	昭和30年	54	50年代物弁済	(3)ア (神戸市道路公社貸付) 道路公社関係書類については、各年度別に適正に保存されているが、当該貸付金関係書類については別に綴られており、その綴が紛失している。本件については、償還事務に支障がないよう貸付先と債権の存在及び内容について確認を行った。 今後は、道路公社関係文書は、文書分類表に基づき保存年限別に保管し、公文書管理規程に従い、適正な文書管理を徹底する措置を講じた。 また、第80回理事会（平成20年度予算理事会）分より、道路公社に対し、理事会資料に併せて理事会の議事録の写し及び償還準備金の各路線別の内訳の提出を指示した。提出があり次第、書類に基づき、組織として償還準備金の積立状況の把握を行う予定としている。 (兵庫県住宅供給公社貸付) 文書の保存について、公文書管理規程に従い、適正な文書管理を徹底する措置を講じた。本件については、双方認識しており、代物弁済の実行について、お互い協議を行っている。	措置済 措置済
所管局	貸付先	貸付目的	貸付年次	金額(百万円)	貸付条件															
建設局	神戸市道路公社	六甲北有料道路第2期建設資金	昭和59年	1,820	料金徴収期間の最終年度(平成39年)まで無利子															
都市計画総局	兵庫県住宅供給公社	公社賃貸住宅建設資金	昭和30年	54	50年代物弁済															